

令和5年第1回定例会 提出議案件名一覧表

※2月28日採決済

議案第3号	令和4年度三重県一般会計補正予算(第1-0号)
議案第4号	令和5年度三重県一般会計予算
議案第5号	令和5年度三重県県債管理特別会計予算
議案第6号	令和5年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
議案第7号	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
議案第8号	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第9号	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
議案第10号	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
議案第11号	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
議案第12号	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
議案第13号	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
議案第14号	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
議案第15号	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計予算
議案第16号	令和5年度三重県水道事業会計予算
議案第17号	令和5年度三重県工業用水道事業会計予算
議案第18号	令和5年度三重県病院事業会計予算
議案第19号	令和5年度三重県流域下水道事業会計予算
議案第20号	三重県退職手当基金条例案
議案第21号	三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例案
議案第22号	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第23号	三重県部制条例の一部を改正する条例案
議案第24号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第25号	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第26号	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
議案第27号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第28号	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
議案第29号	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
議案第30号	三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案
議案第31号	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
議案第32号	三重県建築基準条例及び三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
議案第33号	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第34号	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
議案第35号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第36号	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案
議案第37号	三重県公営企業の設定等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第38号	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
議案第39号	三重県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案
議案第40号	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例を廃止する条例案
議案第41号	包括外部監査契約について
議案第42号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第43号	国営青蓮寺用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
議案第44号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第45号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第46号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第47号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第48号	和解について
議案第49号	第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023 - 2026）の策定について
議案第50号	三重県新エネルギービジョンの改定について

議案第51号	令和4年度三重県一般会計補正予算（第11号）
議案第52号	令和4年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
議案第53号	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第55号	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第56号	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
議案第57号	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
議案第58号	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第59号	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第61号	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
議案第62号	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第63号	令和4年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
議案第64号	令和4年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
議案第65号	令和4年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
議案第66号	令和4年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
議案第67号	令和4年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第68号	三重県公共施設等総合管理推進基金条例案
議案第69号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第70号	三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例案
議案第71号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第72号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提議案第1号	三重県議会個人情報保護条例案

※3月2日採決済

令和5年第1回定例会2月定例会会議 請願審査結果一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	6	3		3				
継続分	1			1				
計	7	3		4				

(請願)

(新規分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
戦略企 画雇用 経済	請 58	政府の軍事拡大政策への反対 を求めることについて	津市乙部 14-18 三重県平和委員会 田中 茂実	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 59	「より良い保育」のために制 度改善・支援を国に求めるこ とについて	津市寿町 7-50 みえ平和と労 働会館内 三重県労働組合総連合（みえ労 連） 議長 新家 忠文 四日市市西日野町八幡 1551-1 ことり保育園内 三重県保育団体連絡会 会長 後藤 剛	山本 里香 稲森 稔尚	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 60	新型コロナウイルス感染症か ら国民の命を守る対策の強化 を求めることについて	津市柳山津興 1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	
防災県 土整備 企業	請 61	オスプレイの明野駐屯地飛来 の差し止めと常駐使用をさせ ないことを求めることについ て	津市乙部 14-18 三重県平和委員会 田中 茂実	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	
教育警 察	請 62	学校給食及び昼食における 「心身の健康の増進と豊かな 人間形成」の実現を求めるこ とについて	四日市市東阿倉川 808-3 全国有志子どもを思う会 三重支部代表 片山 愛里	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 稲垣 昭義	採択	○
教育警 察	請 63	マスク着用の有無による差 別・偏見等防止の啓発及び換 気システム導入等に関するこ とについて	四日市市東阿倉川 808-3 全国有志子どもを思う会 三重支部代表 片山 愛里	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 稲垣 昭義	採択	○

(継続分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 53	旧統一協会・勝共連合と政治家との癒着究明・被害者救済を求める意見書を求めることについて	津市寿町7-50 平和・民主・革新の日本をめざす三重の会（略称・三重県革新懇） 代表世話人 大野 章	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	

令和5年第1回定例会2月定例会会議 意見書案一覧表

令和5年3月

[意見書案]

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第1号 保育士の配置基準及び処遇改善等を求める意見書案

○議員発議

意見書案第2号 地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする法改正を求める意見書案

意見書案第3号 おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期の予防接種に位置付けることを求める意見書案

意見書案第4号 軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度創設を求める意見書案

意見書案第1号

保育士の配置基準及び処遇改善等を求める意見書案

上記提出する。

令和5年3月9日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 倉本 崇弘

保育士の配置基準及び処遇改善等を求める意見書案

近年、少子化が進む一方で、共働き世帯の増加等によって、保育の需要は高まっており、子どもの健やかな成長を支えるための質の高い保育サービスの提供が求められている。

一昨年、昨年と送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事故が立て続けに発生したほか、慢性的な保育士の人材不足等による保育現場の課題が顕在化するなど、保育現場における子どもの命と安全を守る対策は急務となっている。

現行の保育士配置基準では、子どもに対する保育士が少なく、子どもへの柔軟な対応及び安全な保育の確保に際して、保育現場は大変苦慮している状況であると言わざるを得ない。

加えて、保育士はその賃金の低さも相まって、離職率が高く、保育人材の確保及び定着は保育現場の喫緊の課題である。

よって、本県議会は、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、国において保育士配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく、保育士の公民給与格差の是正も含め、保育士の賃金水準の引上げなど更なる処遇改善を図ることを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

意見書案第2号

地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする
法改正を求める意見書案

上記提出する。

令和5年3月10日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山崎 博

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

野口 正

倉本 崇 弘

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

稲垣 昭 義

地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を 可能とする法改正を求める意見書案

本県議会では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等の観点から、令和2年度に三重県議会委員会条例の改正等を行い、オンラインによる委員会等への委員等の出席を可能とした。さらに、臨機に正確な議事運営ができるよう、必要なノウハウの蓄積に向けて、令和4年度にはオンラインによる代表者会議等の試行及び模擬委員会の実施をすることで、全議員がオンラインによる出席を体験し、課題を整理して的確に運用できる環境が整いつつある。

現行法上、オンラインによる本会議への出席は認められていないが、緊急時における地方議会の機能の維持、さらには、現に議場に来ることが困難な者の地方議会への参画の観点から踏まえると、オンラインによる本会議への出席を認める必要性があるといえる。

また、令和4年12月には、第33次地方制度調査会において、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」の中で、オンラインによる本会議の出席について、「国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきである」と求めているところである。あわせて、どのような場合に、オンラインによる出席を可能とするのかも課題として提起されている。

これらの議論等を踏まえ、総務省は、今年2月に「(本会議に)出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えない」との見解を示したところである。いわゆる一般質問等をオンラインによって行うことが可能になったことは一歩前進であるが、あくまで欠席の取扱いのままであり、オンラインにより議案の表決等においても参加できるようにするためには、オンラインによる本会議への出席を認める必要がある。

このため、緊急時における地方議会の機能の維持、さらには、現に議場に来ることが困難な者の地方議会への参画の観点から、オンラインによる本会議への出席を可能とするとともに、出席要件等については、それぞれの地方議会の実情に合わせた判断を可能とする制度が必要である。

よって、本県議会は、その制度の実現に向けて、国において、早急に検討を進め、地方自治法の改正を行うよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

デジタル大臣

意見書案第3号

おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期の予防接種に
位置付けることを求める意見書案

上記提出する。

令和5年3月10日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山崎 博

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

野口 正

倉本 崇 弘

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

稲垣 昭 義

おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の 定期の予防接種に位置付けることを求める意見書案

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、軽い疾患と思われがちであるが、実際には髄膜炎、脳炎・脳症等の神経の合併症を伴うリスク、その合併症により聴覚障がい（難聴）等の後遺症を残すリスク、さらには、死に至るリスクもある重い疾患である。

この疾患を予防するおたふくかぜワクチンは、その効果と安全性が十分に確認されており、日本小児科学会でも接種が推奨されている。また、このワクチンの1回接種を実施している国では、おたふくかぜの発症者数は88%減少し、2回接種を実施している国では、99%減少しているというデータも存在する。

このため、おたふくかぜワクチンの接種率が向上することにより、おたふくかぜの流行の防止、脳炎・脳症、聴覚障がい等の重篤な合併症及び後遺症の発症者の減少並びに家庭内感染による乳幼児以外へのり患の防止といった効果や、これらの結果として、医療費の削減につながることも期待される。

しかし、現在、乳幼児へのおたふくかぜワクチンの接種は予防接種法上の定期の予防接種とされていないことから、その接種費用は自費となっている。そのため、このワクチンの接種の必要性を認識できず、また、接種させたくても経済的理由により乳幼児に接種させることができない保護者も多くいると思われる。このため、このワクチンに係る接種の勧奨及びその接種費用の公費負担が可能となるよう、このワクチンの接種を同法上の定期の予防接種に位置付ける必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、おたふくかぜワクチンの接種を予防接種法上の定期の予防接種に位置付けるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書案第4号

軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度創設を求める意見書案

上記提出する。

令和5年3月10日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山崎 博

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

野口 正

倉本 崇 弘

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

稲垣 昭 義

軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度創設 を求める意見書案

軽・中等度難聴は、高度難聴と異なり身体障害者手帳の交付対象とはなっていないが、集団の中での聞き取りは困難であることから、当事者にとって極めて重要な問題である。特に18歳未満の聴覚障がい者は、言語・語彙の取得、コミュニケーション等の学習及び発達にも大きな影響が生じやすい。また、片側難聴に関しても、左右の方向感の低下、騒音下での聞き取りの低下等のおそれがあり、補聴器を使用することにより社会生活を快適にすることの重要性も指摘されている。しかし、18歳未満の軽・中等度難聴児の補聴器使用は容易ではない。その理由として、保護者が補聴器購入の必要性を認識していないこと、補聴器が非常に高額であり、経済的に購入が難しい世帯があること等が考えられる。

一方で、現在、国においては、身体障害者手帳の交付対象となる高度難聴に対しては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補聴器購入の助成が行われているが、軽・中等度難聴に対しては、助成対象となっていない。また、本県も含め、軽・中等度難聴児への補聴器購入の助成を独自に行う地方公共団体もあるが、国として統一された制度ではないため、助成対象の範囲や助成額等に地域差が生じている。

軽・中等度難聴児におけるコミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能を維持するとともに、軽・中等度難聴児が言語・語彙の取得等を行うこと及び社会生活をより快適にすることにつながるためには、国の制度として支援策を充実させる必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、軽・中等度難聴児への補聴器購入費用助成制度を新たに創設するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

花とみどりの三重づくり条例案について

1 内容

多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めるものである。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、第6章の規定は、同年10月1日から施行する。

議提議案第二号

花とみどりの三重づくり条例案

右提出する。

令和五年二月二十八日

提出者 花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員長 小林 正人

花とみどりの三重づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本理念（第三条―第五条）

第三章 県の責務等（第六条―第八条）

第四章 基本的施策（第九条―第十八条）

第五章 基本計画（第十九条）

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議（第二十条・第二十一条）

第七章 施策の推進（第二十二条―第二十四条）

附則

花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある。そのため、古来より街道に松、桜等の並木が整備されたり、生花が親しまれたりするなど、それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また、創出されてきた。

現代においても、花とみどりは多岐にわたり活用されており、例えば、社会福祉施設等での花とみどりの活用、訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用といったように様々な場面において花とみどりを活用することが注目されている。また、花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆きずなの形成、維持及び強化に資することも期待される。

しかし、現在の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているとは言い難い。管理の効率化、道路空間の安全確保や地域の声への対応として強度に剪定せんていされ、又は伐採される街路樹が散見されるとともに、生活環境の変化等により、花を飾る習慣も失われつつある。

このような中、花とみどりの活用の意義を改めて認識し、多様な主体の連携協力の下、県有施設等における花とみどりの活用、街路樹等の機能の発揮、花とみどりの文化の振興等に積極的に取り組むことで、県民生活における花とみどりの活用を推進することが求められる。

ここに、我々は、県を挙げて花とみどりの活用の推進を図ることで、花とみどりで優しさあふれる健やかなふるさと三重を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定めることにより、多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的か

つ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 花とみどり 観賞の用に供される植物及び街路樹等をいう。
- 二 街路樹等 街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物をいう。

第二章 基本理念

(多様な主体の連携協力)

第三条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県、国、市町、県民及び事業者等の多様な主体が相互に連携し、及び協力して効果的に行われるよう努めなければならない。

(県民及び事業者の意識の高揚等)

第四条 花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されるよう努めなければならない。

(花とみどりの効用等の有効活用)

第五条 花とみどりの活用の推進に当たっては、花とみどりの人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして行われるよう努めなければならない。

第三章 県の責務等

(県の責務)

第六条 県は、前章の基本理念(以下この章において単に「基本理念」という。)にのっとり、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、県民及び事業者との協働に努めるものとする。

3 県は、第一項の施策の策定及び実施に当たっては、可能な限り、県内の事業者が生産する花とみどりを活用するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第七条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、花とみどりの活用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて花とみどりの活用に積極的に努めるとともに、県が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が花とみどりの活用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する花とみどりの活用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 基本的施策

(県有施設等における花とみどりの活用)

第九条 県は、その設置し、及び管理する道路、庁舎その他の施設(以下この条において

「施設」という。)において、その施設の特性に応じ、花とみどりを活用するものとする。

2 県は、県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどりが活用されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(街路樹等の機能の発揮)

第十条 県は、その管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)

第十一条 県は、社会福祉施設その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの文化の振興)

第十二条 県は、生花その他の花とみどりの文化の振興を図るため、日常生活における花とみどりの活用の促進、花とみどりに関する伝統の継承、花とみどりの新たな文化の創出等に対する支援、花とみどりに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの教育等の推進)

第十三条 県は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育が地域の住民等と連携協力するなどして効果的に実施されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花とみどりの名所づくりの推進)

第十四条 県は、名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり(次項において「花とみどりの名所づくり」という。)に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材育成等)

第十五条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 県は、花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援に努めるものとする。

(情報収集等)

第十六条 県は、花とみどりの活用の推進を専門的知見に基づき効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供、調査研究の推進等を行うよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解の増進等)

第十七条 県は、花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運が醸成されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 県は、花とみどりの活用の推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第五章 基本計画

第十九条 知事は、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（以下この条及び次条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 花とみどりの活用の推進に関する基本的な方針
- 二 花とみどりの活用の推進に関する主要な目標

三 前章に規定する基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの

四 前三号に掲げるもののほか、花とみどりの活用の推進に関し必要な事項

3 前項第二号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ花とみどりの三重づくり推進会議及び市町長の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

6 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

8 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第六章 花とみどりの三重づくり推進会議

（設置及び所掌事務）

第二十条 花とみどりの活用の推進に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、花とみどりの三重づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基本計画に関する事項
- 二 花とみどりの活用の推進に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第二十一条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、花とみどりの活用の推進に関する事業に従事する者その他の者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 施策の推進

(体制の整備等)

第二十二條 県は、第六条及び第八条の責務等を果たすため、必要な体制を整備するとともに、花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上に努めるものとする。

(三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日)

第二十三條 花とみどりの活用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、花とみどりの活用の推進に向けた県民及び事業者の気運を醸成するため、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日を設ける。

2 三重県花とみどりの日は県民の日条例(昭和五十一年三重県条例第二号)第一条第一項に規定する県民の日と同一の日とし、三重県街路樹の日は十一月十一日とする。

3 県は、三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十四條 県は、花とみどりの活用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

(準備行為)

2 推進会議の委員の選任のために必要な行為その他の第六章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

提案理由

多様な主体の連携協力の下、花とみどりの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、花とみどりの活用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、花とみどりの活用の推進に関する基本的施策等を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案について

1 内容

三重県部制条例の一部改正に伴い、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会及び戦略企画雇用経済常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行うものである。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議提議案第三号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年三月十六日

提出者 議会運営委員長 村 林 聡

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例(昭和三十一年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の所管等)</p> <p>第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務地域連携交通常任委員会</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 地域連携・交通部の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ハ 出納局の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</p> <p>ニ 議会事務局の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ホ 監査委員の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</p> <p>ヘ 人事委員会の所管及びこれに関連すること。</p> <p>トシリ (略)</p> <p>二 政策企画雇用経済観光常任委員会</p> <p>イ 政策企画部の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 観光部の所管及びこれに関連すること。</p>	<p>(常任委員会の所管等)</p> <p>第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 地域連携部の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ハ デジタル社会推進局の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ニ 戦略企画雇用経済常任委員会</p> <p>イ 戦略企画部の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 出納局の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</p> <p>ニ 議会事務局の所管及びこれに関連すること。</p> <p>ホ 監査委員の所管及びこれに関連すること(予算決算常任委員会の所管に属するものを除く。)</p>

<p>2 3 (略)</p>	<p>ものを除く。) 人事委員会の所管及びこれに関連する こと。</p> <p>2 3 (略)</p>
------------------------	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定により次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定により同表の下欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

<p>総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 戦略企画雇用経済常任委員会</p>	<p>総務地域連携交通常任委員会 政策企画雇用経済観光常任委員会</p>
--	--

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

提案理由

三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和5年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要																			
<p>◎その他議案 (3件)</p> <p>総務部</p>	<p>【議案第73号】 教育長の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第74号】 監査委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第75号】 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて</p>	<table border="1" data-bbox="748 412 1430 676"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="3">議案 3件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3件</td> <td></td> </tr> </table> <p>教育長に次の者を選任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">福 永 和 伸</p> <p>監査委員に次の者を選任するにあたり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">伊 賀 恵</p> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">名 島 利 喜 佐々木 勝 己</p>	予 算	- 件	議案 3件	条 例 案	- 件	その他議案	3件	認 定	- 件		報 告	- 件		提 出	- 件		計	3件	
予 算	- 件	議案 3件																			
条 例 案	- 件																				
その他議案	3件																				
認 定	- 件																				
報 告	- 件																				
提 出	- 件																				
計	3件																				

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について
- 1 デジタル社会の形成について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 医療及び介護行政の推進について
- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

3月17日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議提議案並びに議案の配付について
- ・財政的援助団体等の監査結果の配付について

- 日程第1 議案第4号から議案第72号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 日程第2 請願の件〔討論、採決〕
- 日程第3 意見書案第1号から意見書案第4号まで〔討論、採決〕
- 日程第4 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第5 議提議案第2号〔提案説明、採決〕
- 日程第6 特別委員会廃止の件
- 日程第7 議提議案第3号〔採決〕
- 日程第8 議案第73号から議案第75号まで〔提案説明、採決〕
- 日程第9 閉会中の継続調査の件
- 日程第10 長期在職議員特別表彰の件

閉 会

議長あいさつ

知事あいさつ

予算決算常任委員会理事会

広聴広報会議

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序 (案)

【令和5年】

● 5月 常任委員会 (所管事項説明)

5/22(月)	(仮) 政策企画雇用経済観光	医療保健子ども福祉病院
5/23(火)	環境生活農林水産	教育警察
5/24(水)	(仮) 総務地域連携交通	防災県土整備企業

● 6月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

6/21(水)	(仮) 政策企画雇用経済観光 (政・観)	環境生活農林水産 (農)	医療保健子ども福祉病院(医)
6/22(木)	(仮) 総務地域連携交通 (地)	防災県土整備企業 (防)	教育警察 (警)
6/23(金)	(仮) 政策企画雇用経済観光 (雇)	環境生活農林水産 (環)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
6/26(月)	(仮) 総務地域連携交通 (総)	防災県土整備企業 (県・企)	教育警察 (教)

● 10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

10/5(木)	(仮) 政策企画雇用経済観光 (雇)	防災県土整備企業 (県・企)	教育警察 (教)
10/6(金)	(仮) 総務地域連携交通 (地)	環境生活農林水産 (農)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
10/10(火)	(仮) 政策企画雇用経済観光 (政・観)	防災県土整備企業 (防)	教育警察 (警)
10/11(水)	(仮) 総務地域連携交通 (総)	環境生活農林水産 (環)	医療保健子ども福祉病院(医)

● 10・11月 予算決算常任委員会分科会 (単独開催)

10/31(火)	(仮) 政策企画雇用経済観光	防災県土整備企業	医療保健子ども福祉病院
11/1(水)	(仮) 総務地域連携交通	環境生活農林水産	教育警察

● 12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

12/11(月)	(仮) 政策企画雇用経済観光 (政・観)	防災県土整備企業 (防)	医療保健子ども福祉病院(医)
12/12(火)	(仮) 総務地域連携交通 (地)	環境生活農林水産 (環)	教育警察 (警)
12/13(水)	(仮) 政策企画雇用経済観光 (雇)	防災県土整備企業 (県・企)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
12/14(木)	(仮) 総務地域連携交通 (総)	環境生活農林水産 (農)	教育警察 (教)

○ () 内は、部局名。

総：総務部・部外、 政：(仮)政策企画部、 地：(仮)地域連携・交通部、 防：防災対策部、
 医：医療保健部、 子：子ども・福祉部、 環：環境生活部、 農：農林水産部、 雇：雇用経済部、 観：(仮)観光部、
 県：県土整備部、 企：企業庁、 病：病院事業庁、 教：教育委員会、 警：警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

○ 委員会室	(仮) 総務地域連携交通常任委員会	301 委員会室
	(仮) 政策企画雇用経済観光常任委員会	302 委員会室
	環境生活農林水産常任委員会	201 委員会室
	医療保健子ども福祉病院常任委員会	501 委員会室
	防災県土整備企業常任委員会	202 委員会室
	教育警察常任委員会	502 委員会室

令和5年 第2回定例会日程

資料11

月	日	曜	日 程		備 考
5月	1日	月	閉会中		各派世話人会
	2日	火	閉会中		
	3日	水		(憲法記念日)	
	4日	木		(みどりの日)	
	5日	金		(こどもの日)	
	6日	土			
	7日	日			
	8日	月	閉会中		各派世話人会
	9日	火	本会議	開会	各派世話人会
	10日	水	休会		各派世話人会
	11日	木	休会		各派世話人会
	12日	金	本会議	役員選出/議案審議	
	13日	土			
	14日	日			
	15日	月	休会		
	16日	火	休会		
	17日	水	休会		
	18日	木	休会		代表者会議
	19日	金	休会		
	20日	土			
	21日	日			
	22日	月	委員会	所管事項説明〔(仮)政策企画雇用経済観光、医療保健子ども福祉病院〕	
	23日	火	委員会	所管事項説明〔環境生活農林水産、教育警察〕	
	24日	水	委員会	所管事項説明〔(仮)総務地域連携交通、防災県土整備企業〕	
	25日	木	休会		議会運営委員会
	26日	金	休会		
	27日	土			
	28日	日			
	29日	月	委員会	特別委員会(年間活動計画策定)	
	30日	火	休会		
	31日	水	休会		
6月	1日	木	本会議	議案上程(6月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	2日	金	休会		
	3日	土			
	4日	日			
	5日	月	休会		
	6日	火	本会議	代表質問/議案質疑	議会運営委員会
	7日	水	休会		
	8日	木	本会議	一般質問	
	9日	金	休会		
	10日	土			
	11日	日			
	12日	月	本会議	一般質問	
	13日	火	休会		
	14日	水	本会議	一般質問	
	15日	木	休会		
	16日	金	休会		
	17日	土			
	18日	日			
	19日	月	休会		
	20日	火	委員会	(予算決算常任委員会総括質疑)	
	21日	水	委員会	付託議案審査〔(仮)政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	22日	木	委員会	付託議案審査〔(仮)総務地域連携交通、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	23日	金	委員会	付託議案審査〔(仮)政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	24日	土			
	25日	日			
	26日	月	委員会	付託議案審査〔(仮)総務地域連携交通、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	27日	火	休会	(常任委員会予備日)	
	28日	水	休会	(委員会等予備日)	
	29日	木	委員会	予算決算常任委員会(採決)	代表者会議 議会運営委員会
	30日	金	本会議	採決(6月定例月会議)	

※ 請願陳情の受理
・6月1日(木) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間
・3月18日(土)～5月31日(水)